

責任ある素材生産事業体認証制度審査細則

(趣旨)

第1条 本細則は、責任ある素材生産事業体認証制度規程（以下、規程という）第15条第4項の規定に基づき、認証評価の審査に関し、必要な事項を定める。

(審査員)

第2条 審査員は、通常1件の審査につき2名とし、受審事業体の規模、施業技術に応じて、委員会の判断で増員することができる。

第3条 委員会は、審査員のうち1名を主査に指名し、その他は副査とする。

(審査方法)

第4条 規程第15条第2項の規定による審査では、受審事業体が申請時に提出した書類と受審事業体へのヒアリングに基づく審査及び受審事業体の素材生産現場で行う現地審査を行う。

(ヒアリング)

第5条 受審事業体へのヒアリングは、ヒアリングシート（別紙様式1）を用いて行う。

(現地審査)

第6条 審査員は、現地審査予定日をその3週間前までに受審事業体へ通知する。これを受けて、受審事業体は、現地審査予定日に素材生産事業を実施中の現場について申請細則第2条の過去1年間の素材生産事業概要及び過去1年間の素材生産事業現場全てについて提出すべき書類に準じた報告をすみやかに行

う。

第7条 審査員は、受審事業体から申請時に提出された書類及び前条の報告をもとに、現地審査を行う現場を選び、現地審査当日の1週間前までに受審事業体に通知する。

2 現地審査の対象となる現場は、審査時点で素材生産事業を実施中の現場及び申請時に報告のあった過去1年間の素材生産事業現場とする。

3 現地審査を行う現場の数は、次表の通りとする。ただし、現地審査の対象となる現場の数が表の現地審査箇所数に満たない場合は、対象となる現場の数を現地審査箇所数とする。また、3回以上連続の受審で、直近2回の評価がいずれも星2つ以上の事業体の審査では、主査の判断により、審査箇所数を1日で審査が終了するよう調整することができる。

事業体の過去1年間の直営素材生産量	現地審査箇所数
15千m ³ 以下	3箇所
15千m ³ 超	上記箇所数に15千m ³ を超える分10千m ³ 毎に1箇所を加算した数

4 現地審査を行う現場には、原則として、審査時点で素材生産事業を実施中の現場を1箇所含めることとする。

5 現地審査は、現地評価シート（別紙様式2）を用いて行う。

6 受審事業体は、現地審査の対象現場について、現地審査当日までに現地評価シートを用いて自己評価結果を提出する。

(審査結果報告)

第 8 条 規程第 15 条第 3 項の規定による審査結果報告書には別紙様式 3 を用い、次に掲げる項目を盛り込む。

- (1) 事業体の概要
- (2) 審査経過
- (3) 審査結果
- (4) 総評

第 9 条 主査は、審査結果報告書の作成に責任を負うとともに、当該受審事業体の認証評価を行う委員会に陪席して報告を行う。

(改正)

第 10 条 本細則の改正は委員会が行う。

附則（令和元年 7 月 29 日改正）

1 本細則は、令和元年 7 月 30 日から施行する。

附則（令和 3 年 8 月 5 日改正）

1 本細則は、令和 3 年 8 月 6 日から適用する。

様式 1 ヒアリングシート

様式 2 現地評価シート

様式 3 審査結果報告書